

# 令和6年度介護報酬改定に伴う請求事務留意点

長野県国民健康保険団体連合会

介護保険課

## 【目次】

1. 令和6年度介護報酬改定の施行時期について	1
2. 業務継続計画未実施減算の新設について	2
3. 高齢者虐待防止措置未実施減算の新設について	3
4. 居宅療養管理指導における経過措置期間の延長について	4
5. 身体拘束廃止未実施減算の新設について	5
6. 介護予防支援費の見直しについて	7
7. 居宅介護支援費の見直しについて	8
8. ケアプランデータ連携システムについて	10
9. 処遇改善加算等の一本化について	12
10. サービス種類コードの変更について	14
11. 介護給付費明細書の様式変更について	15
12. 記載要領の変更について	16
13. 国民健康保険中央会介護伝送ソフトのバージョンアップについて	18
14. 最後に	19

※ 本資料の P1～P9、P12～P13 は、令和6年1月22日の第239回社会保障審議会介護給付費分科会資料より抜粋し掲載しています。詳細につきましては、関連の告示等をご確認ください。  
また、改定事項概要欄の上部に、対象サービスを記載（介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★が付記）がされていますので、参考としてください。

## 1. 令和6年度介護報酬改定の施行時期について

### 令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

---

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
  - **6月1日施行とするサービス**
    - ・ 訪問看護
    - ・ 訪問リハビリテーション
    - ・ 居宅療養管理指導
    - ・ 通所リハビリテーション
  - **4月1日施行とするサービス**
    - ・ 上記以外のサービス
  
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について**事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。**
  
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
  - **令和6年8月1日施行とする事項**
    - ・ 基準費用額の見直し
  - **令和7年8月1日施行とする事項**
    - ・ 多床室の室料負担

## 2. 業務継続計画未実施減算の新設について

<b>1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入</b>	
<b>概要</b>	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
<b>単位数</b>	
< 現行 > なし	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">▶</div> <div> <p>&lt; 改定後 &gt;</p> <p><b>業務継続計画未実施減算</b></p> <p><b>施設・居住系サービス</b> 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）</p> <p><b>その他のサービス</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p> </div> </div>
<b>算定要件等</b>	<p>○ 以下の基準に適合していない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること</li> <li>・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること</li> </ul> <p>※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p> <p>○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。</p>

### 【留意点】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画の策定を行っている場合は、令和7年4月1日から適用。

但し、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援は、前提条件なしに令和7年4月1日から適用。

### 3. 高齢者虐待防止措置未実施減算の新設について

#### 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	<p>○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p> <p>○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。</p>
単位数	<p>&lt;現行&gt; なし</p> <p>▶ &lt;改定後&gt; <b>高齢者虐待防止措置未実施減算</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>
算定要件等	<p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li><li>・ 虐待の防止のための指針を整備すること。</li><li>・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</li><li>・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li></ul>

【留意点】  
福祉用具貸与は、令和9年4月1日から適用。

#### 4. 居宅療養管理指導における経過措置期間の延長について

### 5. ④ 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

#### 概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。

#### 【省令改正】

- ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- イ 業務継続計画の策定等

#### 【留意点】

居宅療養管理指導は、令和9年4月1から適用。

## 5. 身体拘束廃止未実施減算の新設について

### 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要	【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】
	<p>○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p> <p>イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】</p>
基準	
	<p>○ 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。</li><li>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li><li>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的な実施すること。</li></ul> <p>○ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</li><li>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</li></ul>



## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし



<改定後>

**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

### 【留意点】

身体的拘束廃止未実施減算は、令和7年4月1日から適用。

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。



## 6. 介護予防支援費の見直しについて

### 1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
<p>○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】 【告示改正】</p> <p>イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】</p> <p>    i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。</p> <p>    ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。</p> <p>ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】</p>	

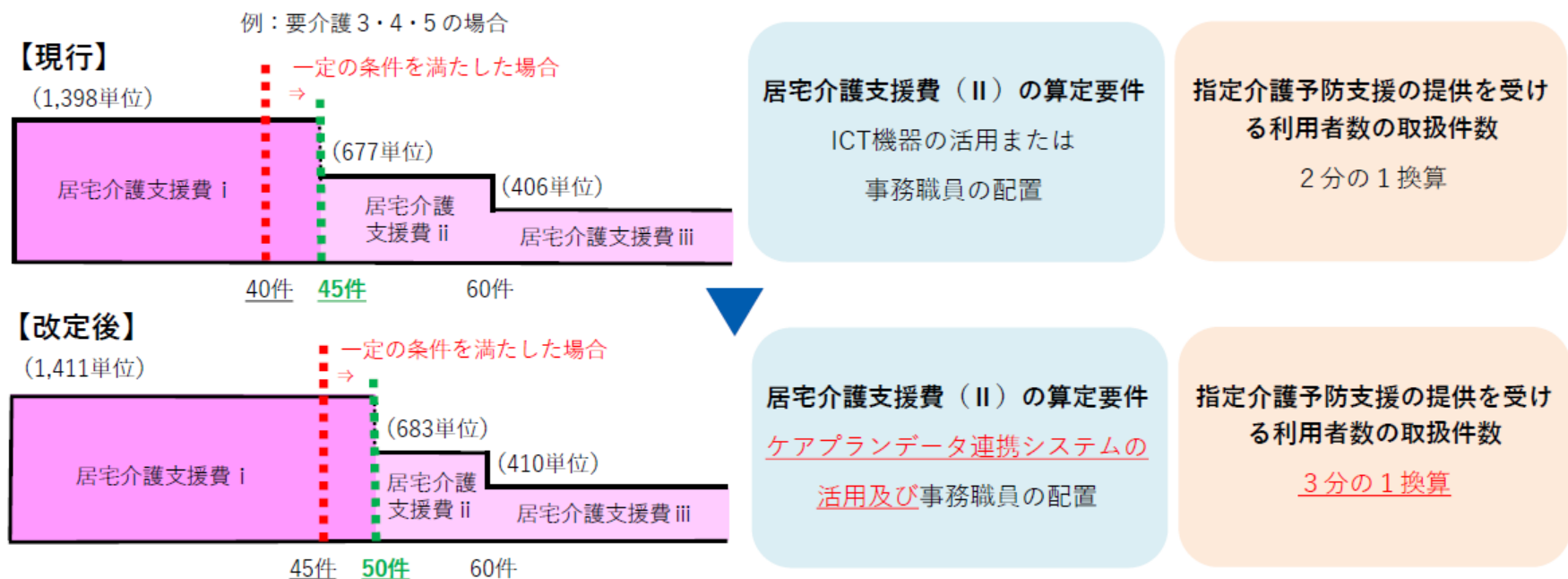
**【留意点】**  
 介護予防支援費（Ⅱ）は、指定居宅介護支援事業者のみが算定する。居宅介護支援費と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算が算定可能。

単位数・算定要件等	
<p>&lt;現行&gt;            介護予防支援費 438単位            なし</p>	<p>&lt;改定後&gt;            介護予防支援費（Ⅰ） <b>442</b>単位 ※地域包括支援センターのみ            介護予防支援費（Ⅱ） <b>472</b>単位 <b>（新設）</b> ※指定居宅介護支援事業者のみ</p>
<p>なし</p>	<p>▶ <b>特別地域介護予防支援加算</b> 所定単位数の15%を加算 <b>（新設）</b>  <small>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在</small></p>
<p>なし</p>	<p>▶ <b>中山間地域等における小規模事業所加算</b> 所定単位数の10%を加算 <b>（新設）</b>  <small>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合</small></p>
<p>なし</p>	<p>▶ <b>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b> 所定単位数の5%を加算 <b>（新設）</b>  <small>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合</small></p>
<p>} 介護予防支援費（Ⅱ）のみ</p>	

## 7. 居宅介護支援費の見直しについて

### 3. (3) ⑮ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数 (報酬)

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】</p> <p>ア 居宅介護支援費 (I) (i) の取扱件数について、現行の「40 未満」を「45 未満」に改めるとともに、居宅介護支援費 (I) (ii) の取扱件数について、現行の「40 以上 60 未満」を「45 以上 60 未満」に改める。</p> <p>イ 居宅介護支援費 (II) の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費 (II) (i) の取扱件数について、現行の「45 未満」を「50 未満」に改め、居宅介護支援費 (II) (ii) の取扱件数について、現行の「45 以上 60 未満」から「50 以上 60 未満」に改める。</p> <p>ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。</p>	



### 3. (3) ⑯ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱い件数 (基準)

#### 概要

#### 【居宅介護支援】

- 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。【省令改正】
- ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。
- イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする

#### 【留意点】

居宅介護支援費（Ⅱ）は、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に算定可能。

#### 基準

介護支援専門員の員数  
＜現行＞

利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

＜改定後＞

- ・ 利用者の数（指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）が44又はその端数を増すごとに一とする。
- ・ 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに一とする。

## 8. ケアプランデータ連携システムについて


令和5年4月より、国民健康保険中央会によりケアプランデータ連携システムの運用が開始されました。

本システムを利用することで、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所が、居宅サービス計画書等をやり取りする負担が大幅に削減されるため、本システムは介護現場における生産性向上に資する強力なツールとなることから、事業者の皆様におかれましては、今後の利用についてご検討をお願いいたします。(参考：令和5年3月31日付介護保険最新情報V o 1. 1139)

また、ケアプランデータ連携システム導入後の費用対効果を簡単に診断できる「かんたんシミュレーションツール」がケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトに公開されておりますので、ご確認いただきシミュレーションを実施いただければと思います。

(参考：令和6年1月30日付介護保険最新情報V o 1. 1204)

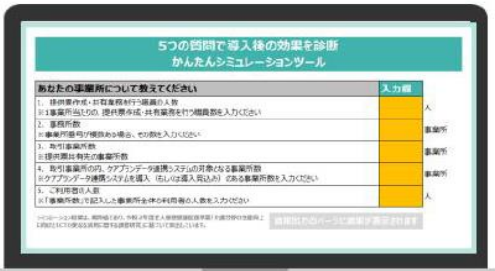
### 【シミュレーションツールの概要】



## シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入することで得られる効果を簡単に調べることができるツールをご用意しました。  
たった**5つ**の数値を入力するだけで、システム導入後の費用対効果をシミュレーションできます。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しているため、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値となっています。



5つの質問で導入後の効果を診断 かんたんシミュレーションツール	入力値
1. 利用者数 ※付帯サービス・居宅サービス・訪問介護の人数 ※1事業所当たり、提供要件・共有業務を付加した人数を入力ください	人
2. 事業所数 ※事業所数/地域/種類/形態/その他、その都度入力ください	事業所
3. 平均事業所数 ※経済産業省発表の事業所数	事業所
4. 平均事業所の付帯サービス数 ※ケアプランデータ連携システム導入後の付帯サービスのある事業所数を入力ください	事業所
5. 平均利用者数 ※1事業所当たり登録した事業所全体の利用者数を入力ください	人

- 30秒で費用対効果を簡単診断
- 削減できる金額・時間が数値で見える化
- 事業所ごとの数値シミュレーションが可能

- ・ケアプランデータ連携システムサポートサイト  
(<https://www.careplan-renkei-support.jp/>)
- ・ケアプランデータ連携システムサポートサイト問い合わせフォーム  
(<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html>)
- ・電話番号：0120-584-708 受付時間：09:00～17:00（土日祝日は除く）

ケアプラン  
データ連携システム  
ヘルプデスクサポートサイト

お知らせ一覧 介護サービス事業所の皆様へ よくあるご質問 インタビュー お問い合わせ 製品ダウンロード 検索 コンテンツ

ケアプランのやりとりを、  
紙からデジタルへ。

これから導入を検討したい方  
詳しい資料はこちら >

今すぐ導入の手続きをしたい方  
製品ダウンロードはこちら >

サポートをご希望の方  
お問い合わせはこちら >



## 9. 処遇改善加算等の一本化について

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

#### 概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
  - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 **【告示改正】**

#### 単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

#### 【留意点】

現行の3加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）は、令和6年5月31日まで算定可能。

激変緩和措置として、介護職員等処遇改善加算（V）は令和7年3月31日まで算定可能。

介護職員等処遇改善加算は、支給限度管理の対象外。

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

#### 算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率(※)	新加算(介護職員等処遇改善加算)	要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【24.5%】	I	<b>新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	II	<b>新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <del>←グループごとの配分ルール【撤廃】</del>	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	III	<b>新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	IV	<b>新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分</b> ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

41



10. サービス種類コードの変更について

<サービス種類コード一覧>

令和6年4月サービス～			
介護給付		予防給付	介護予防・日常生活支援総合事業
11	訪問介護		A2 訪問型サービス(独自) A3 訪問型サービス(独自/定率) A4 訪問型サービス(独自/定額)
12	訪問入浴介護	62 介護予防訪問入浴介護	
13	訪問看護	63 介護予防訪問看護	
14	訪問リハビリテーション	64 介護予防訪問リハビリテーション	
15	通所介護		A6 通所型サービス(独自) A7 通所型サービス(独自/定率) A8 通所型サービス(独自/定額)
16	通所リハビリテーション	66 介護予防通所リハビリテーション	
17	福祉用具貸与	67 介護予防福祉用具貸与	
21	短期入所生活介護	24 介護予防短期入所生活介護	
22	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	25 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
23	短期入所療養介護(病院等)	26 介護予防短期入所療養介護(病院等)	
2A	短期入所療養介護(介護医療院)	2B 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	
31	居宅療養管理指導	34 介護予防居宅療養管理指導	
71	夜間対応型訪問介護		
72	認知症対応型通所介護	74 介護予防認知症対応型通所介護	
73	小規模多機能型居宅介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護	
68	小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
77	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		
79	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)		
33	特定施設入居者生活介護	35 介護予防特定施設入居者生活介護	
36	地域密着型特定施設入居者生活介護		
27	特定施設入居者生活介護(短期利用型)		
28	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)		
32	認知症対応型共同生活介護	37 介護予防認知症対応型共同生活介護	
38	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	
41	特定福祉用具販売	44 特定介護予防福祉用具販売	
42	住宅改修	45 介護予防住宅改修	
51	介護福祉施設サービス		
52	介護保健施設サービス		
53	介護療養施設サービス		
54	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護		
55	介護医療院サービス		
59	特定入所者介護サービス等	59 特定入所者介護サービス等	
81	市町村特別給付	81 市町村特別給付	
78	地域密着型通所介護		A9 その他の生活支援サービス(配食/定率) AA その他の生活支援サービス(配食/定額) AB その他の生活支援サービス(見守り/定率) AC その他の生活支援サービス(見守り/定額) AD その他の生活支援サービス(その他/定率) AE その他の生活支援サービス(その他/定額)
43	居宅介護支援	46 介護予防支援	AF 介護予防ケアマネジメント

**【留意事項】**

<介護給付>

○コード「23」  
短期入所療養介護(病院等)

○コード「53」  
廃止

<予防給付>

○コード「26」  
介護予防短期入所療養介護(病院等)

## 11. 介護給付費明細書の様式変更について

介護療養型医療施設が令和6年3月31日に廃止になることに伴い、令和6年4月1日より以下の様式が変更（廃止）となります。

様式	様式名称	変更箇所
様式第二	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外/短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(短期利用以外/短期利用))	中止理由欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第二の二	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用))	中止理由欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第六	地域密着型サービス介護給付費明細書 (認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))	退去後の状況欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第六の二	地域密着介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))	退去後の状況欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第六の三	居宅サービス介護給付費明細書 (特定施設入居者生活介護(短期利用以外)・地域密着型特定施設入居者介護(短期利用以外))	退去後の状況欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第六の四	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防特定施設入居者生活介護)	退去後の状況欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第八	施設サービス等・地域密着型介護給付費明細書 (介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	退所後の状況欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第九	施設サービス等介護給付費明細書 (介護保健施設サービス)	退所後の状況欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第九の二	施設サービス等介護給付費明細書 (介護医療院サービス)	退所後の状況欄の「8.介護療養型医療施設入院」が削除
様式第十	施設サービス等介護給付費明細書 (介護療養施設サービス)	廃止

## 12. 記載要領の変更について

### 【背景】

厚生労働省認知症施策・地域介護推進課で、地域包括支援センターの事務負担軽減を目的に全国標準の仕組みとして「国保連合会に地域包括支援センターが請求する介護報酬(予防支援費)から委託先の居宅介護支援事業者に委託費を支払うスキーム(代理受領)」をシステム化することが検討され、国保中央会にてシステム開発を行うこととされました。

今般、当該システムのリリースが令和6年4月に行われ、国保連合会にて予防ケアプラン原案作成委託料を直接居宅介護支援事業者に支払うことが可能※となることから、以下のとおり記載要領が変更となります。

※地域包括支援センターを設置している市町村から長野県国保連合会へ原案作成支払事務の委託があった場合に限る

※令和6年度は長野県国保連合会では、予防ケアプラン原案作成委託料の支払い事務を行いません。

### 【記載要領の変更】

(介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(様式第七の三))

地域包括支援センターは、給付管理票及び請求明細書(介護予防支援費または総合事業ケアマネジメント費)を国保連合会へ提出するが、給付管理票の提出を必要としない介護予防ケアマネジメント費の委託料について、委託先の居宅介護支援事業所が把握できない。

そのため、介護予防ケアマネジメント費の請求の際に、「委託先の居宅介護支援事業所番号」を記入して請求するよう、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の様式第七の三の記載要領が変更されます。

### 令和6年4月制度改定における介護給付費請求明細書及び給付管理票の様式記載例のパターン

＜注意＞

記載例における各サービスコードのサービス項目コード、単位数及び単位数単価はあくまで例であり、実際のサービス項目コード、単位数及び単位数単価と異なる場合があることに留意すること。

No.	項目	例	種別 (※)	説明
1	原案作成委託料 支払関連	例1	ケ	給付管理票の提出の必要がないケアプランについて、原案作成委託料の請求支払を行う場合の請求明細書

※種別については以下のとおりとする

ケ・・・介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(介護予防ケアマネジメント費)

<記載例>

様式第七の三（附則第二条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書  
(介護予防ケアマネジメント費)

記載例 1

給付管理票の提出の必要がないケアプランについて、原案作成委託料の請求支払を行う場合の請求明細書

公費負担者番号										令和 0 6 年 0 4 月分													
公費受給者番号										保険者番号 9 0 1 0 0 1													
被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2										請求事業者	事業所番号	9 0 0 1 1 0 0 0 1 0									
	(フリガナ)	メロ シロウ											事業所名称	〇〇市地域包括支援センター									
	氏名	介護 次郎											所在地	〒 9 9 9 - 1 1 1 1 〇〇県〇〇市△△町 11-1-1									
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和				性別		1.男 2.女					連絡先	電話番号 099-111-1111									
	要支援状態区分等	事業対象者(要支援)・2 (継続利用の場合 要介護1・2・3・4・5)											認定有効期間	1.平成 2.令和 0 6 年 0 4 月 0 1 日 から 令和 0 7 年 0 3 月 3 1 日 まで									
事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分担率	公費対象単位数	摘要															
	介護予防ケアマネジメント	A F 2 1 1 1	4 3 8	1	4 3 8			9070000110															
	初回加算	A F 4 0 0 1	3 0 0	1	3 0 0																		
事業費明細欄 (住所特例対象者)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数																		

事業費明細欄の1行目の摘要にケアプラン原案作成の委託先である居宅介護支援事業所の番号10桁を入力する。  
住所地特例の場合は、事業費明細欄(住所地特例対象者欄)の1行目の摘要に入力する。

### 13. 国民健康保険中央会介護伝送ソフトのバージョンアップについて

令和3年4月にリリースされた Ver.9 の使用期限は、令和6年3月サービス分まで(令和6年4月 30 日まで)となります。

令和6年度の制度改正(報酬改定)に伴うバージョンアップにつきましては、国民健康保険中央会のホームページに下記のとおり案内が掲載されております。

#### 【国民健康保険中央会ホームページより】

<介護伝送ソフト Ver. 10 (簡易入力ソフト Ver. 10.0.0、伝送通信ソフト Ver. 10.0.0) 販売予定にかかるお知らせ>

介護伝送ソフト Ver. 9 の使用期限が令和6年4月30日であることから、令和6年介護報酬改定対応版として介護伝送ソフト Ver. 10 を令和6年4月中に販売予定です。

購入の申込みは令和6年3月中の開始を予定しております。詳細等につきましては近日中に本 HP にて掲載いたしますので今しばらくお待ちください。

なお、現在ご利用いただいている介護伝送ソフト Ver. 9 は令和6年4月請求分(令和6年3月サービス提供分)までご利用いただけます。また、お問い合わせにつきましては下記「介護伝送ソフト受付センター」へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

#### 【介護伝送ソフト受付センター】

E-MAIL : [mail-kds@support-e-seikyuu.jp](mailto:mail-kds@support-e-seikyuu.jp)

FAX : 0570-059-455

TEL : 0570-059-405 (受付時間 : 平日 10:00~17:00)

## 14. 最後に

### ① 介護給付費明細書の様式及びサービスコード・単位数・インタフェースの確認について

- ・紙媒体で請求される場合は、改定に対応した様式をご利用ください。  
※平成 30 年 4 月以降、原則、紙媒体における請求は禁止されています。 ⇒ 免除届が必要
- ・令和 6 年度報酬改定に対応したサービスコード・単位数については、令和 6 年度改訂版をご利用ください。
- ・伝送（インターネット）及び電子媒体（CD・FD）で請求される場合は、インタフェースが変更になっている部分がありますので、ご利用のソフト会社等ベンダーに確認いただき、報酬改定に対応したもので請求いただきますようお願いいたします。

### ② 加算等算定要件の確認、届出の提出について

- ・加算等の算定要件変更に伴い届出が必要なものについては、速やかに指定権者へ届出を行っていただきますようお願いいたします。
- ・届出をされないまま変更後の加算等を請求された場合、算定誤りとして返戻となります。

### ③ 報酬改定に係る関連告示等の確認について

- ・本資料に掲載している事項は改正点のほんの一部です。この他にも加算の新設・改廃など、変更点は多岐にわたりますので、請求前には必ず算定要件等についてご確認ください。

※ 請求事務に関し疑義がある場合は、次ページの「請求事務疑義照会票」にて F A X で本会宛てに送付ください。なお、回答に時間を要す場合がありますので予めご了承ください。

また、今後、新たな情報が入りましたら、本会より事業所向けに毎月 20 日発行の「信濃の介護保険」等でお知らせする予定です。

# 令和6年度介護保険制度改正に係る請求事務疑義照会票

照会日：令和 年 月 日

## 【事業所情報記入欄】

事業所番号		TEL	
事業所名称		FAX	
担当者氏名			

## 【疑義照会内容記入欄】

サービス種類名	
照会内容	
※ 疑義照会内容については、具体的にご記入ください。	

## 処理経過（本会記入欄）

--

長野県国民健康保険団体連合会  
介護保険課 審査支払係  
FAX 026-238-1581

国保連受付印

--